

子ども青少年部子育て・若者政策担当

子ども・若者を誰一人取り残さず大切にすまちを目指して
～多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を
令和4年4月1日から施行します～

1 条例制定の経緯

本市では、平成30年6月の市長所信表明にて「条例策定も含めた子ども・若者の支援体制づくり」を表明しました。その後、外部の有識者で構成する「多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会」から、子ども・若者育成支援のための条例制定を推進すべきとの報告を受け、市では条例の制定を行うことを決定しました。

令和2年9月からは、外部有識者による「多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会」にて条例案の検討を進めるとともに、子ども・若者へのヒアリングやワークショップ等を実施し、条例案を策定しました。令和3年12月議会に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を上程し、可決されました。

2 条例の趣旨

子ども・若者が抱える社会的な問題（子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり等）が深刻化している状況を受けて、子ども・若者への切れ目のない支援や、まちづくりに参画し活躍できる環境を整え、全ての子ども・若者が将来にわたり希望を持って成長できるまちの実現を目的として、条例を制定しました。

3 条例の特徴

(1) 子ども・若者の定義（第2条）

おおむね30歳代までの市民（市内在住、在勤、在学、活動している人）

(2) 基本理念（第3条）

- ・子ども・若者の権利の保障
- ・切れ目のない支援を受けられる環境の整備
- ・意見表明・まちづくり参画機会の保障
- ・子ども・若者を含め、さまざまな主体による相互協力・相互支援の関係の構築

(3) 子ども・若者の権利（第4条）

- ・生きる権利、育つ権利、守られる権利、抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利
- ・社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利
- ・結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利

4 今後の予定

令和4年度は、条例の理念を多摩市全体に浸透させるための周知啓発を図るとともに、子ども・若者がまちづくりに参画するきっかけとなるようなイベントを開催する予定です。

<別添資料>・多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の解説
・多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例 概要版

問い合わせ

子ども青少年部 子育て・若者政策担当

電話：042（338）6958